

令和4年(ワ)第70号妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

被告準備書面(3)

令和5年11月13日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 中 村



同 田 畑 元



同 石 森 雄一郎



同 山 本 直



同 古 本 武



(以下、略称については、訴状記載のものを用いる。)

## 第1 原告の準備書面2第2以下への認否及び反論

### 1 海上ボーリング調査の実施計画について

原告は、海上ボーリング調査の実施計画や概要について主張しているが、被告は不知である。

また、このような海上ボーリング調査が真に必要であるのか、原告は、原子力規制委員会との間で、相談、協議を行い、指示を受けた事実もなく、新規制基準やその適合性に係る審査状況等から原告自ら実施を決定したものであるなら（原告の準備書面1・7頁）、審査基準や適合性に係る審査状況等やこれまでの調査結果との関係で、海上ボーリング調査の具体的必要性及びその判断理由を明らかにされたい。（求釈明）

### 2 被告会員等による妨害

#### （1）調査（準備作業）に対する海上での妨害行為について

被告代表者個人の言動については概ね認めるが、その余は否認ないし争う。当時、仮に原告の調査（準備作業）ができなかつたものであったとしても、被告の行為自体が原告の調査（準備作業）を妨害する程度のものとはいえない。また、被告代表者には、他の団体や個人の活動に対して指示する権限やこれに従わせる権限がない。

#### （2）被告が計画性をもって共同して妨害行為を行った事実について

被告が行ったプレスリリース（甲23）の内容、全体集会の開催・話し合い・呼びかけ、及び、ブログの内容については概ね認めるが、その余は否認ないし争う。

このような被告の表現や集会活動は、当然、憲法21条第1項により保障されている活動であり、被告が、原告によるボーリング調査や原発建設に反対の

立場であり、原告に対して反対意見を述べてきたことは、団体の目的からして当然である。

他方、被告以外の他の団体や個人らが抗議活動に参加していたとしても、被告の権限や発言力によるものではなく、本件海上ボーリング調査の問題性が大きく、各団体や個人の自発的な意思により抗議活動が行われたものであるから、被告が計画性をもって共同したものとはいえない。

なお、原告が妨害行為と主張するものの中には、被告代表者個人や他の漁業者らにより自由漁業権が行使されているものもあるから、これらについては妨害と評価できないことは、被告準備書面（2）第3で述べたとおりである。

### （3）まとめ

否認ないし争う。

## 第2 「公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権」なる権利と漁業権の関係

### 1 公有水面埋立法の規定

同法は、

- ① 埋立事業者は、都道府県知事に埋立免許を申請すべきこと（同法2条）
- ② 同申請を受けた都道府県知事が公有水面埋立免許をなすには、同法5条2号にいう「漁業権者」を含む水面権者の埋立同意が必要であること（同法4条3項1号）
- ③ 埋立免許取得者は、埋立施行区域内の水面権者に対して埋立により生じる損害の補償等をすべきこと（同法6条）
- ④ 埋立免許取得者は、水面権者に同法6条の定める補償等をした後でなければ埋立工事につき着工しえないこと（同法8条）

を定めている。

## 2 「公有水面埋立権に基づく妨害予防請求」の請求原因事実（要件事実）

ここから、仮に「公有水面埋立権に基づく妨害予防請求」なる請求が成り立つとしても、その請求原因事実（要件事実）は次のとおりである。

- i　原告が、山口県知事に埋立免許を申請したこと
- ii　原告が、iに基づいて、山口県知事から公有水面埋立免許を得たこと
- iii　原告が、iiの後、埋立施行区域内の水面権者（自由漁業を営む者を含む）に対して埋立により生じる損害の補償等をしたこと
- iv　被告が、原告による埋立施行区域の公有水面埋立を妨害するおそれがあること

## 3 「公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権」なる権利が発生していないこと

上記のとおり、少なくとも、原告が、山口県知事から公有水面埋立免許を得た後、埋立施行区域内の水面権者（自由漁業を営む者を含む）に対して埋立により生じる損害の補償等をしなければ、「公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権」なる権利は発生しない。

被告準備書面（2）第3項において詳述したとおり、本件において、原告から漁業権者に対する補償はなされていない。

したがって、「公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権」なる権利はそもそも発生していない。すなわち、原告が漁業権者に対する正当な補償をなした後であればともかく、本件は、そもそも、「公有水面埋立権に基づく妨害予防請求権」なる権利と漁業権のいずれが優先するか、両者の関係が問題になるような事件ではない。

## 4 主張権者の問題について

被告は漁業を営む団体ではなく、被告自体は漁業権者ではない。

しかしながら、上記並のとおり、「原告が、山口県知事から公有水面埋立免許を得た後、埋立施行区域内の水面権者（自由漁業を営む者を含む）に対して埋立により生じる損害の補償等をしたこと」は、「公有水面埋立権に基づく妨害予防請求」の請求原因事実であり、被告準備書面（2）で詳述した、漁業権者に対して正当な補償がなされていないという主張は、当該請求原因事実の否認である。

民事訴訟法上、被告における請求原因事実の否認を制限する根拠はない。したがって、漁業権者に対して正当な補償がなされていないという主張については、被告において、当然になしうるところである。

以上